

第9号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が残余財産分配等予納申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成 22 年旧地方税法」という。）第 53 条第 5 項又は同法第 72 条の 30 の規定による申告）若しくは清算確定申告（同法第 53 条第 5 項又は同法第 72 条の 31 の規定による申告）をする場合又はこれらに係る修正申告（同法第 53 条第 27 項若しくは同条第 28 項又は同法第 72 条の 33 の規定による申告）をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に 1 通を提出すること。ただし、2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1 通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額<1>」の欄は、法人税の申告書（別表 20(2)）の「清算所得に対する法人税額(7)」の欄の金額（同欄の金額が 100 円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が 100 円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載すること。
- 7 地方法人特別税の「課税標準となる事業税額<35>」の欄は、標準税率が適用される法人については「事業税額<31>」の欄の金額を、標準税率以外の税率が適用される法人については第 6 号様式別表 14 の「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額<6>」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 8 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額<26>」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 9 還付請求の「予納額<27>」の欄は、平成 22 年旧地方税法第 53 条第 25 項又は同法第 72 条の 31 第 4 項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 45 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この記載要領において「平成 22 年旧地方税法施行令」という。）第 9 条の 2 又は同令第 29 条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 10 還付請求の「利子割額<28>」の欄は、平成 22 年旧地方税法第 53 条第 46 項の規定により還付を受けようとする場合において、平成 22 年旧地方税法施行令第 9 条の 9 の 2 の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。